

⑤ 新たなサービス体系の確立

さらに大きな改革は、介護予防以外に新たなサービス枠が登場する点です。これは「地域密着型サービス」といわれるもので、(1) 小規模多機能型居宅介護、(2) 認知症高齢者グループホーム、(3) 認知症高齢者専用デイサービス、(4) 夜間対応型訪問介護、(5) 小規模（定員30人未満の）介護老人福祉施設、(6) 小規模（定員30人未満の）介護専用型特定施設の6種類があげられています。

特に地域で注目するものに、(1)の「小規模多機能型居宅介護」があります。在宅介護では、「住み慣れた家や地域で暮らし続ける」ことを実現する一方で、予期せぬ事態や不安に家族介護者が振り回されてしまう危険もあります。特に、認知症の人による徘徊や混乱などが頻発すると、精神的にも肉体的にも家族は限界に追い込まれがちです。

そんなとき、ごく身近にあって、その時々で発生するニーズに応じてくれるサービス機関があれば、家族の疲労を最小限にカバーしながら「住み慣れた家や地域での生活」を実現していくことが可能になります。

◎地域密着型サービスの創設

○地域密着型サービスの仕組み

1 A市の住民のみが利用可能

- 指定権限を市町村に移譲
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得たうえで他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

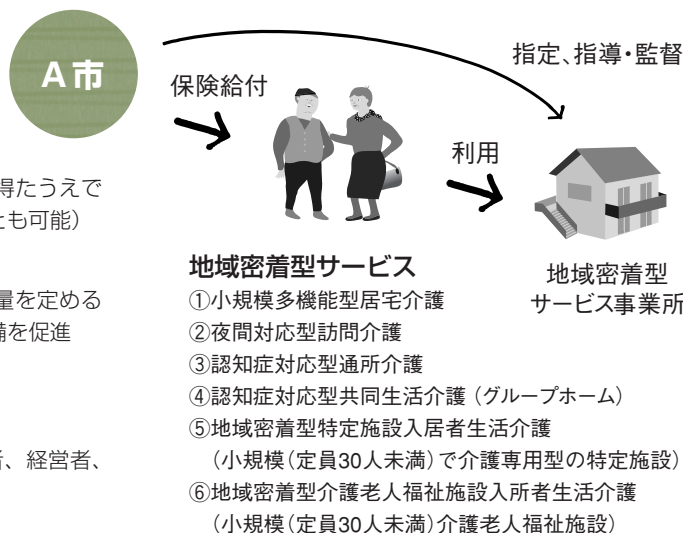
2 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域で、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

3 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定

4 公平・公正透明な仕組み

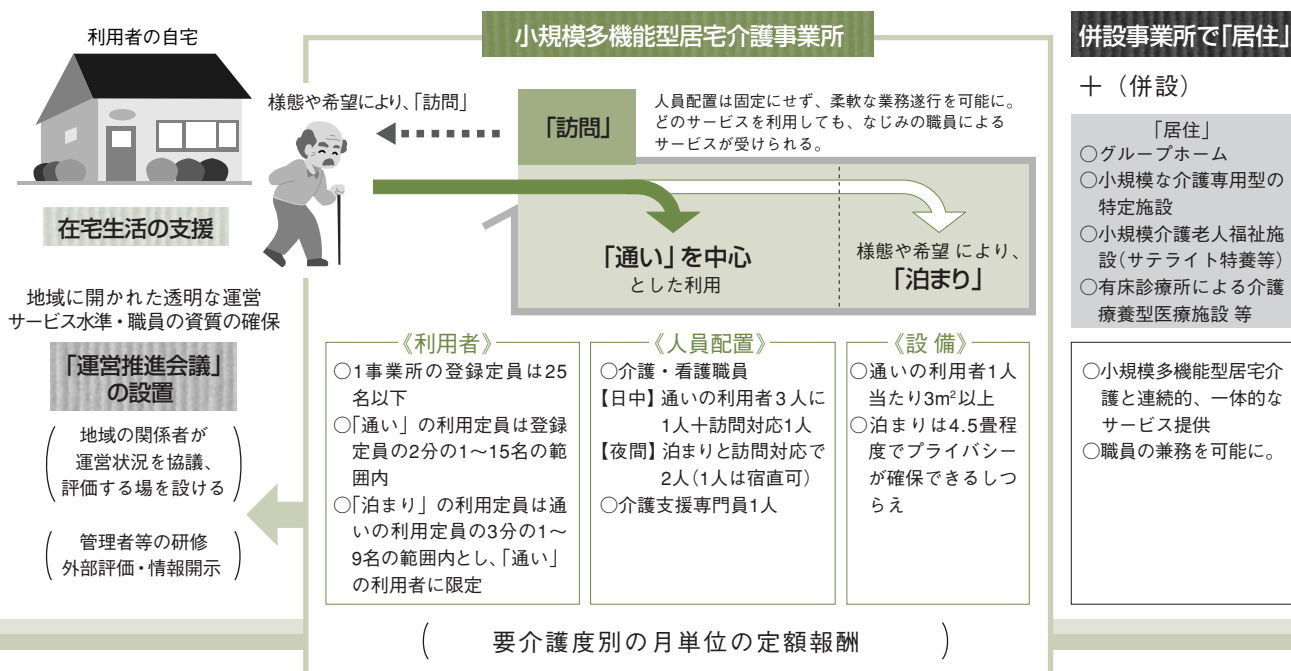
指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与



○小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援します。



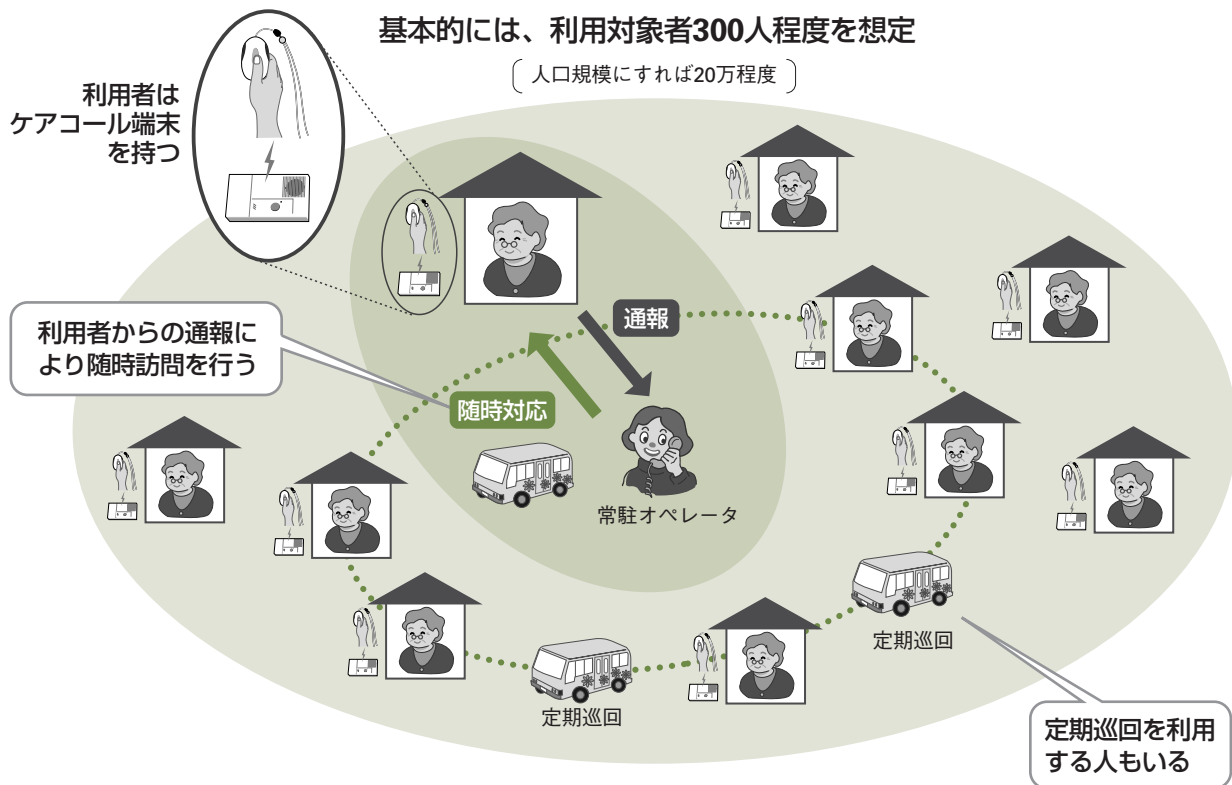
○夜間対応型訪問介護のイメージ

基本的な考え方

在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要



定期巡回と通報による随時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」を創設



◎居住系サービスの充実

高齢者の住み替えニーズの拡大

【背景】

- 高齢者の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の増加に伴う日常生活面での困難や不安
- 家屋の構造が要介護者の生活に適さない
- 高齢者のライフスタイルの多様化



高齢者が安心して住める「住まい」への住み替え —自宅、施設以外の新しい「住まい」—

- バリアフリー、住まいにふさわしい居住水準
- 住み続けの保障
- 安心のための生活支援サービス
- 「早めの住み替え」、「要介護状態になってからの住み替え」各々の形態に対応した多様な介護サービス提供



居住系サービスの充実

①特定施設の対象の拡大

※現行は有料老人ホームとケアハウスのみ



一定の居住水準等を満たす「高齢者専用賃貸住宅」に対象を拡大

②特定施設のサービス提供形態の多様化

※現行は特定施設の職員により介護サービスを提供



「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の創設

③有料老人ホームの見直し

- 有料老人ホームの定義の見直し
- 入居者保護の充実
(情報開示の義務化、一時金保全措置の義務化)